

# 岡山市立角山小学校 いじめ防止対策基本方針

令和5年度版

## いじめに関する現状と課題

- 平素から、「いじめは人として絶対に許されない」と全校集会や学級活動で全職員が指導し、人と適切に関われるようにするためのルールやマナーの指導、あいさつの推進に取り組んでいる。しかし、暴力を伴うようないじめはないものの、悪口やからかい、無視を伴ういじめの事案が時々発生している。また、PCや携帯端末を利用する児童の増加に伴い、SNSを利用した児童同士のつながりも増加し、悪口や噂の書き込みも時々発生している。このような事案が発生した場合は随時、組織的に指導し、改善を図っているが、今後も似たような事案が発生することが懸念される。
- 少人数校であり、縦割り班で活動することも多く、学年を超えて一緒に遊んだり、活動したりする場面が多い。外交的・積極的な児童がいる半面、自分から友達に声をかけることができなかつたり、互いの気持ちがすれ違って傷ついたりする児童もおり、困っていることがあっても黙っていて、問題が潜在化し、解決に向けて表面化しにくい面がある。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- いじめは自己有用感、他者肯定感を高めることが重要であると考え、学級での居場所づくりを基本としながら異学年交流に重点をおいていじめの防止に努める。また、いじめ防止に向けた活動を、年間を通して継続していく。そのために職員会議や職員連絡会でそれぞれの取組の意義の共通理解を図る。
  - いじめの早期発見に向けて、毎月行ってきた学校生活アンケートと教育相談を大切にすると共に、毎日の児童との遊び、会話を大切に学校づくりに努める。
  - いじめ問題が発生した場合、いじめの程度に合わせて、いじめ防止対策委員会を開き、学校全体で解決に向けての取組を実行する。重大事案が発生した場合は、関係機関とも連携し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
- <重点となる取組>**
- 異学年交流を充実させ、上級生は下級生に感謝、頼りにされることで、自己有用感、他者肯定感を高める。下級生は上級生を尊敬し、コミュニケーションの取り方などを学ぶことができるようにする。
  - 職員会議や研修を通して、いじめ問題に関するそれぞれの取組が点で終わらず、線としてつなげられるよう教職員の意識の高揚を図る。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
保護者 PTA 地域協働学校運営協議会 民生委員・主任児童委員 保幼小中での情報共有 学校だより 学年だより	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>いじめ防止対策委員会</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>&lt;対策委員会の役割&gt;</b>                      ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正、相談窓口、発生した事案への対応  <b>&lt;対策委員会の開催時期&gt;</b>                      ・年3回開催                      ・いじめ認知の際は随時  <b>&lt;対策委員会の内容の教職員への伝達&gt;</b>                      ・直後の職員会議で全教職員に通知。緊急の場合は職員連絡会等で伝達  <b>&lt;構成メンバー&gt;</b>                      ・校長・教頭・教務・生徒指導主事・教育相談・人権担当                      関係職員・いじめ相談主事・子ども相談主事                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>全 教 職 員</b> </div>	教育委員会 ・学校指導課 ・教育支援課学校問題解決サポート事業・弁護士 岡山東警察署生活安全課 こども総合相談所 地域こども相談センター(子ども相談主事) 医療機関 スクールカウンセラー 法務局

## 学校が実施する取組

① 未然防止	<b>人権感覚を高め、コミュニケーション力、自己肯定感、自己有用感を育てる。</b> ・日々の授業が児童にとって、他者を侵害せず認めたり、自分の思いを遠慮せずに言ったり、自己肯定感をもったりすることを経験できる場となるよう工夫し、人権尊重の目を養う。そのためには、学習規律(チャイム着席や人の話は黙って聞く等)も大切なものとして扱い徹底する。 ・「角山小学校のきまり」(4月に指導後年間を通じて随時指導)等のルールや人と関わる際のマナーを徹底して指導し、ソーシャルスキルを指導する。 ・学校行事や各学年の活動取組は、人と適切な関わり方を学び、人と関わるよさを感じる場として設定する。 ・人と積極的に関わる場として「あいさつ」を推進する。 ・人権週間の取組や道徳の時間を通して、「いじめは人間として絶対に許されない」ことを再確認させる。
② 早期発見	<b>複数の目で見て、真摯に受け止め、相談にのり、ささいな兆候も見逃さない。</b> ・日常の観察や日記指導、日々の健康観察、遅刻・欠席状況の把握やその対応を粘り強く行う。 ・学期に1回のアセスを活用して、学級集団を客観的に把握し、要支援の児童等に視点が当たるようにする。 ・児童を対象とした教育相談週間(6月、11月)や保護者を対象とした個人懇談・教育相談(4月・7月・11月)を設け、児童や保護者が相談できるようにする。 ・6月、11月、2月にいじめに特化した質問紙調査を行う。6月、11月については、児童対象の教育相談週間と併せて行い、きめ細やかに把握し、対応できるようにする。 ・関係機関と連携し、ネット上のいじめ等、学校外からの情報も得られるようにする。 ・担任会や職員連絡会等連絡体制を整え情報共有する中で、幅広い視点から発見できるようにする。 ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるので、背景にある事情を聞き取り、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
③ 対処	<b>保護者や地域、関係機関と連携しながら、組織的に速やかに対処する。</b> ・いじめやその兆候を発見した場合は、随時いじめ防止対策委員会(職員連絡会)を設け、その対応について速やかに情報共有・検討を行う。 ・児童の立場に配慮しながら、迅速に客観的に事実確認を行い、いじめ防止対策委員会で情報共有する。 ・いじめを受けている児童の安全を確保し、安心して学習することができるよう対応する。いじめを行っている児童には毅然とした態度で指導する。 ・重大な事案である場合のいじめが表面化せず実態が把握できない場合など緊急に質問紙調査等を行う場合もあるが、その後の影響も考え、その場合は教育委員会や関係機関等の助言を受けて行う。 ・必要に応じて関係機関に連絡し、協力を求める。 ・いじめを受けた児童のケアはもとより、いじめを行った児童や傍観者となった児童にも適切に指導する。また、保護者にも事実説明とともに協力を求め、その後を継続的に観察しつつ再発防止に努める。 ・①いじめに関わる行為が止んでいること、②被害児童及びその保護者が心身の苦痛を感じていないこと、少なくとも2つの要件が相当な期間満たされれば一定の解消と判断する。ただし、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえる。